

明治大学倫理審査委員会研究倫理に関する 専門部会（研究者等）に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、明治大学倫理審査委員会運営内規第7条第1項の規定に基づき、専門部会として設置する明治大学倫理審査委員会研究倫理専門部会（研究者等）（以下「専門部会」という。）に関して必要事項を定める。

2 この内規において「研究者等」とは、本学において研究活動を行うすべての者を指す。

（目的）

第2条 専門部会は、研究者等の倫理意識を高めるため、法令、規程等の遵守に係る啓発、研修等の企画及び実施に関して、具体的な計画を策定して着実に実施することを目的とする。

（任務）

第3条 専門部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) コンプライアンス教育の企画、実施、進捗管理、評価等に関すること。
- (2) 研究倫理教育の企画、実施、進捗管理、評価等に関すること。
- (3) その他委員会において必要と認めたこと。

（組織）

第4条 専門部会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 各学部長が推薦する教務主任各学部1名
 - (3) 統括管理責任者が指名する研究企画推進副本部長又は研究活用知財副本部長 若干名
 - (4) その他統括管理責任者が指名する学内外の有識者 若干名
- 2 専門部会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

（任期）

第5条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 専門部会は、委員長が招集する。

2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 専門部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門部会は、必要に応じて、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 この内規に関する事務は、研究推進部が行う。

(細則)

第8条 この内規に定めるもののほか、専門部会の運営等に関する必要事項は、倫理審査委員会の議を経て、別に定めることができる。

(内規の改廃)

第9条 この内規を改廃するときは、倫理審査委員会の議を経なければならない。

附 則

この内規は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2025年4月1日から施行する。